

平成29年度

遠距離通学生徒の通学費補助金

評価表 NO.

65

所管部課名	教育総務課	担当者	外木場				
事務事業名	中学校扶助費						
根拠法令	距離通学生徒の通学費補助金交付規則						
補助経過年数	21年以上						
平成29年度 予算額	32 千円	国県支出金 千円	一般財源 32 千円	その他 千円	その他の内容		
	指標名		目標値		目標年度		
成果指標①							
成果指標②							
補助対象者	中学校までの通学距離が片道6キロメートル以上の遠距離から通学する樋脇地域の生徒の保護者						
補助対象経費	中学校まで自転車を利用して通学する生徒の自転車の新車購入に要する経費の一部及び町循環バス等を利用して通学する生徒に対するバス定期券購入費の一部						
補助対象事業・活動の内容	・自転車の新車購入 ・バス定期券の購入						
補助金額又は補助率	分類 ☐ 運営補助のみ ☒ 事業補助のみ ☐ 運営補助と事業補助の両方 ☐ その他 ・自転車購入補助金の額は10,000円 ・バス定期券の購入費の2分の1						
上記項目の積算方法	同上						
補助を受ける 過去3年間の 決算状況等の 概要	項目	平成26年度		平成27年度		平成28年度	
		金額 (円)	割合 (%)	金額 (円)	割合 (%)	金額 (円)	割合 (%)
	収入	自己資金	0		0		0
		会費収入					
		事業収入					
		寄付金・その他助成					
		市補助金	0		0		0
	支出	(前年度繰越金)					
		計	0		0		0
		事業費					
		人件費					
		その他事務費					
	計	(翌年度繰越金)					
		計	0		0		0
		支出計/前年度支出計					
		自己資金/前年度自己資金					
		翌年度繰越金/市補助金					
	交付件数		0		0		0
	成果指標の推移①						
	成果指標の推移②						
特記すべき事項等	【今年度改善点】特になし 【前回評価】過去5年において実績なしのため補助金評価の実施なし。 【事業のPR方法】特になし 【費用対効果】過去5年において実績なし。 【その他】遠距離通学費については、6地域（川内・樋脇・入来・東郷・祁答院・上甕）において合併前の暫定条例・規則により運用している。樋脇地域のみが補助金で支出しているが、他地域については扶助費で支出しているため、制度を見直し平成31年度を目処に統一したい。						

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	遠距離通学をしている生徒（中学校統廃合に伴う遠距離通学生を含む）の通学費について保護者負担の軽減を図ることで、市の学校再編に対しても理解を示していただいていると考える。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	②に該当 過去の中学校統廃合に起因する遠距離通学もあるため行政の支援が必要である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	遠距離通学をしている生徒（中学校統廃合に伴う遠距離通学生を含む）の通学費について保護者負担の軽減を図ることで、市の学校再編に対しても理解を示していただいていると考える。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	学校が定める通学手段をもとに保護者が通学的手段を判断し実施する方が適当である。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	自転車購入費補助の額は10,000円で1回限りとなっており、バス定期券購入についても購入費の2分の1で全額を補助しているものではないため、妥当と考える。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられるなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	A	通学費を軽減するための補助金であるため半永続的・固定的にはならない。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	通学費用の補助をすることで義務教育の円滑な運営の一助となる。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	B	市内各地域では扶助費として支出している。加えて制度・助成額のばらつきがあり見直しが必要である。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	B	市全体の統一が図られていないため。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	〈今後の改革の方向性〉 ☐現状のまま継続 ☐見直しの上で継続 ⇒今後の方向性☐拡大 ☐他の補助金と統合 ☐補助内容の改善 ☐縮小 ☐移管 ☐休止 ☒廃止 〈上記方向の理由〉 遠距離通学費の支給は、合併前の条例・規則にもとづき運用しているが、支給対象者・支給額等の統一がなされていない。また、扶助費から支給している遠距離通学費もあるため、市全体を統一して実施していくため補助制度は廃止し扶助費として支給する方針で考えているため。 〈改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画〉 地域等の意見も踏まえ、学校再編の節目となる平成31年度に制度統一を図る。	外部評価結果	〈視点別評価〉 公益性 ⇒ ☐高い ☐低い 必要性 ⇒ ☐高い ☐低い 有効性 ⇒ ☐高い ☐低い 適格性・妥当性 ⇒ ☐高い ☐低い
			〈今後の改革の方向性〉 ☐現状のまま継続 ☐見直しの上で継続 ⇒今後の方向 ☐拡大 ☐他の補助金と統合 ☐補助内容の改善 ☐縮小 ☐移管 ☐休止 ☐廃止 〈まとめ〉

○遠距離通学生徒の通学費補助金交付規則

昭和48年3月28日
教委規則第2号

(目的)

第1条 この規則は、遠距離通学生徒にかかる通学費の保護者負担の軽減を図るため予算の範囲内において通学費の補助金の交付に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 通学費の補助対象者は、中学校までの通学距離が片道6キロメートル以上の遠距離から通学する生徒の保護者とする。

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費は、中学校まで自転車を利用して通学する生徒の自転車の新車購入に要する経費の一部、及び町循環バス等(以下、「バス」という。)を利用して通学する生徒に対してバス定期券購入費の一部を補助することができる。

2 次に掲げる者は、補助の対象とならない。

(1) 要保護または準要保護の生徒で通学費の補助を受けている者

(2) 3年生の2学期以降に自転車購入をする者

3 その他、町長が認めるもの

(通学距離)

第4条 通学距離は、通常生徒が通学に利用する経路で教育委員会が認定する。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次のとおりとする。

(1) 自転車を利用する生徒に対する自転車購入費補助金の額は、10,000円とする。但し、補助金は在学期間中1回限りとする。

(2) バスを利用する生徒については、バス定期券の購入費の2分の1とする。

(3) 自転車購入費補助金の交付を受けた者は、補助を受けてから向こう1箇月間はバス定期券の購入補助金は受けられない。

(4) バスの定期券購入補助を受けた者は、定期券有効期間中は自転車購入補助を受けられない。

(補助金の交付)

第6条 通学費の補助金の交付については、次に定めるところにより保護者に支給する。

(1) 自転車を利用する生徒に対する自転車購入費補助金は、申請月の翌月の末日までに支給する。

(2) バスを利用する生徒については、申請の翌月の末日までに支給する。

(補助金の申請)

第7条 補助金の申請は、保護者から学校長を経由して教育委員会に提出する。

(補助金の交付決定)

第8条 教育委員会は、提出された申請書を審査のうえ通学費補助金を決定し、学校長を経由して保護者に通知する。

(補助金の取り消しまたは返還)

第9条 教育委員会は、補助金の交付を受けた者が次の各号の一に該当すると認めたときは、補助金の全額もしくは一部を返還させることができる。

(1) 補助金の全額または一部を他の用途に使用したとき

(2) 第3条に規定する経費を必要としなくなったとき

(3) この補助事業について虚偽の申請または報告があると認められたとき

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に教育長が定めるところによる。

附 則

この規則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則(昭和49年12月1日教委規則第2号)

この規則は、昭和49年12月1日から施行する。

附 則(昭和53年3月14日教委規則第1号)

この規則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則(平成13年6月20日教委規則第6号)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の第5条第1号の規定は、平成14年4月1日から適用し、平成13年度においては、なお従前の例による。